

中央警察署の交通指導取締り指針

次の路線、地域、時間帯を重点に交通指導取締り活動を推進します。

なお、飲酒運転の撲滅に向けて、管内全域で時間帯に捉われず、取締りを強化しています。

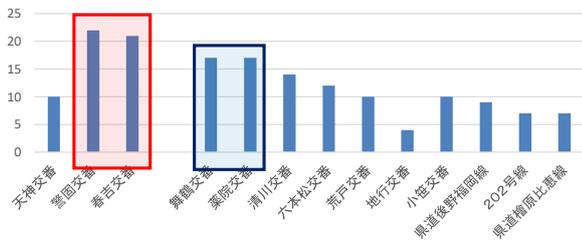
※ 重点以外の交通違反、取締り路線、地域、時間帯であっても、交通指導取締りをランダムに行い、交通事故の抑止を目指します。なお、取締り重点は定期的に検証と見直しを重ねて、現状に適合したものとなるようにしています。

自転車に対する取締り重点

地区・路線	時間帯	取締り対象	管轄交番
天神、大名、今泉地区周辺	午前8時から午後10時 午後3時から午後5時	信号無視、横断歩行者等妨害等、整備不良等	天神交番管内
警固、薬院地区周辺	午前8時から午前9時 午後4時から午後7時	横断歩行者妨害、一時不停止、右側通行等	警固交番管内
春吉、渡辺通地区周辺	午前9時から午前10時 午後5時から午後7時		春吉交番管内
舞鶴(天神一部)地区周辺	午前8時から午前9時 午後1時から午後6時		舞鶴交番管内
六本松地区周辺	午前8時、午後3時から午後6時		六本松交番管内
国道202号 警固交差点～六本松交差点	午前8時から午前10時	横断歩行者妨害、一時不停止、右側通行等	
市道博多駅草ヶ江線(城南線等) 薬院駅前交差点～桜坂駅前交差点	午前8時、午後4時から午後6時		
県道権原比恵線(山荘通り等) 平尾交差点～小笹交差点	午前7時から午前8時		

重点地域等の選定理由(事故発生状況等)

交番別自転車に関係する交通事故の発生状況



重点地域等の選定理由

- 警固及び春吉交番管内の事故が多発しています。
- 天神、春吉、舞鶴及び薬院交番管内の自転車の交通量や取締り要望が多い傾向にあります。
- 事故多発時間帯は、8～10時、12、15～18時台です。
- 春吉小・舞鶴小・草ヶ江小・警固小学校区は、自転車指導啓発重点地区です。

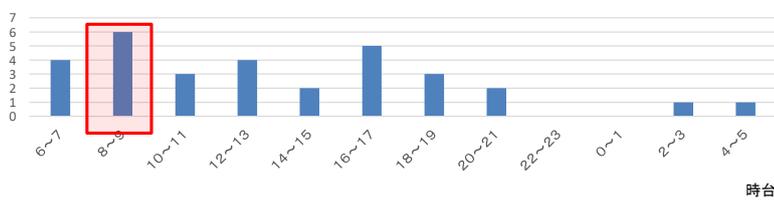
※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

横断歩道における歩行者の安全を守る取締り(横断歩行者妨害の取締り)重点

地区	時間帯	管轄交番
天神西通り、天神1・2丁目周辺	午前11時から午後5時	天神交番管内
高砂1丁目(渡辺通り一丁目交差点)周辺	午前8時から午後6時	清川交番管内
国道202号(国体道路)、大正通り	午前8時から午前10時、午後0時、午後4時から午後8時	警固交番管内
春吉2・3丁目及び渡辺通4・5丁目周辺	午前9時、午前10時、午後0時、午後3時から午後7時	春吉交番管内
平尾2丁目周辺、県道権原比恵線	午前8時、午後0時から午後5時	薬院交番管内

重点地域の選定理由(事故発生状況等)

車両対歩行者の交通事故発生状況



重点地域の選定理由

- 8時台の事故が多発しています。
- 天神、警固、清川交番管内で高水準で発生しています。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

速度超過の取締り重点

	路線・地域	時間帯	区間・区域	規制速度
速度超過	国道202号	午前7時から午前10時 午後2時から午後9時	警固交差点から別府橋交差点	40km/h
	市道博多姫の浜線 (昭和通り)	午前6時から午後0時 午後4時から午後7時	天神橋口交差点から荒戸交差点	50km/h
	県道後野福岡線 (渡辺通り等)	午前8時から午後4時	天神交差点から那の川四ツ角交差点	50km/h

管内の交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由

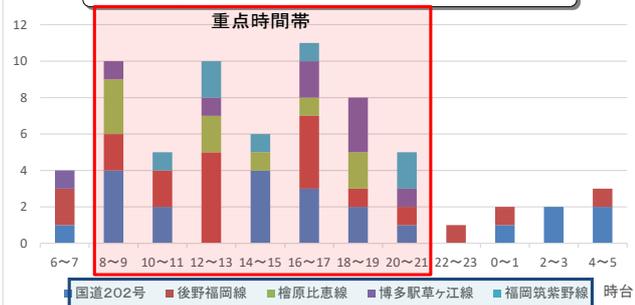


交通事故発生状況

8、9、12、16、17時台の事故が多発しています。

国道202号は、管内の交通事故全体の約9%を占めています。

路線等別交通事故発生状況



重点路線等の選定理由

主要道路で通行量が多く、重大事故発生の危険性があります。

商業施設や公共交通機関が集積し、人車の往来が頻繁です。

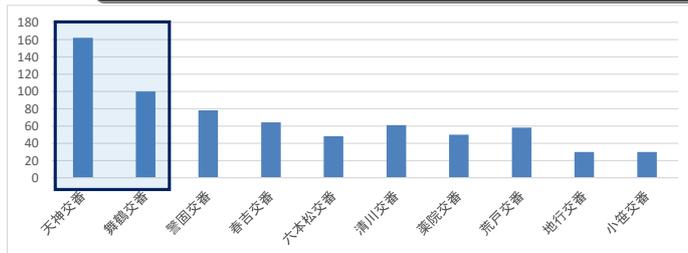
小学校等の通学路が近接する箇所があります。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

駐車違反の取締り重点

	地区	時間帯	取締り対象	管轄交番
駐車関連違反	天神及び大名付近	午前10時から午後3時 午後7時、午後11時	駐車違反	天神交番管内
	天神(3丁目)、舞鶴、長浜付近	午前9時から午後3時	駐車違反	舞鶴交番管内

駐車関連違反取締り要望等受理状況及び重点路線等の選定理由



重点路線等の選定理由

天神及び舞鶴交番管内の取締り要望(路上駐車)が多い傾向にあります。

幹線道沿いの貨物車等の一時駐車も一定数あります。

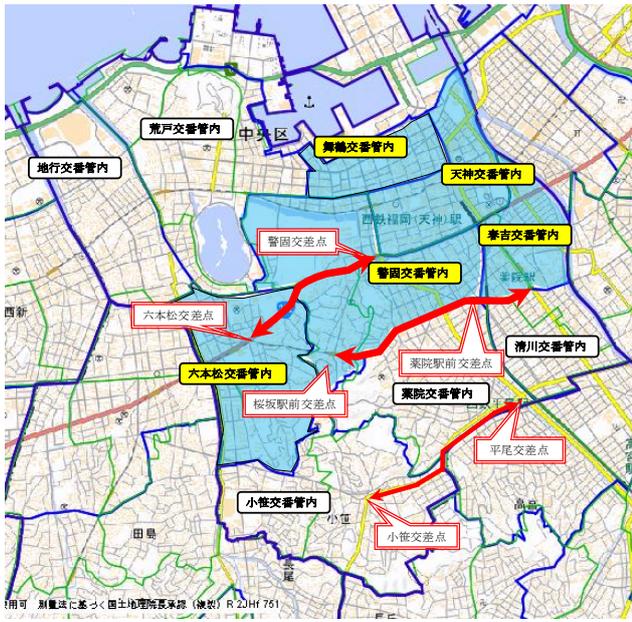
※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。
 ※ 「駐車違反」とは、放置駐(停)車、非放置駐(停)車の違反を言います。

上記以外にも、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを管内全域で実施しています。

中央警察署 交通指導取締り重点

令和6年1月

① 自転車に対する取締り重点

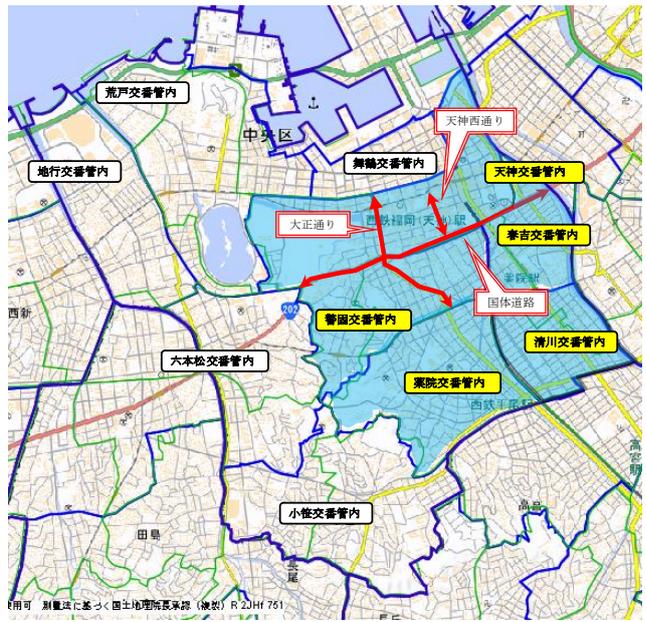


重点地域 天神交番、警固交番、春吉交番、舞鶴交番
六本松交番管内

重点路線 国道202号線 (警固交差点～六本松交差点)
市道博多駅前江線 (渡辺通1丁目交差点～
桜坂駅前交差点)
県道檜原比恵線 (平尾交差点～小俣交差点)

⇄

② 横断歩道における歩行者の安全を守る取り締まり重点

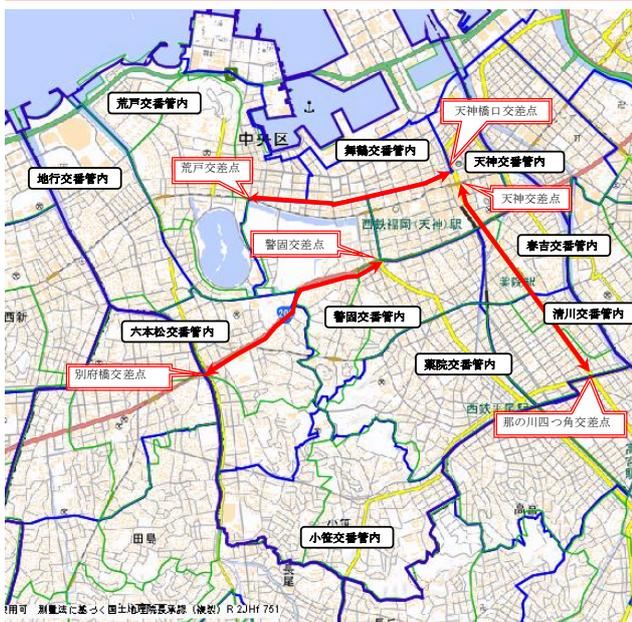


重点地域 天神交番、清川交番、警固交番、春吉交番
薬院交番管内

重点路線 天神西通り
国道202号線 (国道道路)
大正通り

⇄

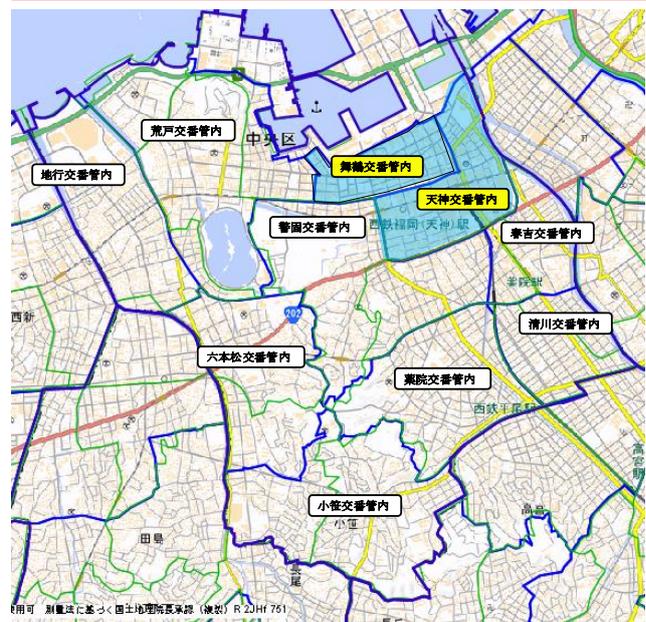
③ 速度超過の取締り重点



重点路線 国道202号
(警固交差点～別府橋交差点)
市道博多庭の浜線
(昭和通り・天神橋口交差点～荒戸交差点)
県道後野福岡線
(渡辺通り・天神交差点～那の川四つ角交差点)

⇄

④ 駐車違反の取締り重点



重点地域 天神交番、舞鶴交番